

2016年度 名古屋学芸大学及び名古屋学芸大学短期大学部における 公的研究費に係る不正防止計画

名古屋学芸大学及び名古屋学芸大学短期大学部(以下本学という)は、本学における公的研究費の適正使用に関する行動規範、本学における公的研究費の適正な運営・管理の基本方針及び本学における公的研究費の運営・管理に関する規程に基づき、公的研究費の適正な運営及び管理を図るべく、以下に具体的な不正防止計画を定める。

1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生の要因	不正防止計画	具体的行動
責任体制が不明瞭	責任体制の明確化	規程等により責任体制・職務権限を明確化し、機関内外に周知・公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	不正防止計画	具体的行動
使用ルールが不明瞭	ルールの明確化・統一化	研究費の執行及び事務手続きに関するルールの明確化・統一化を推進する。
使用ルール、規程等の理解不足	使用ルール、規程等の周知徹底	研究費の執行及び事務手続きに関する学内ルール、規程等を研究者に周知し、研究費の適正運用を図る。
経費執行に関する決裁権限が不明瞭	経費執行に関する決裁権限の明確化・統一化	職務権限に応じて十分なチェックが行われるよう決裁権限を明確化・統一化を推進する。
研究費の不正使用及びその影響についての意識欠如	関係者の意識向上	教職員にコンプライアンス教育を行い、研究費の不正使用及びその影響についての意識向上を図る。
告発等の取扱、調査及び懲戒に関する理解不足	告発等の取扱、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	告発等の取扱、調査及び懲戒に関する規程等を機関内外へ周知徹底する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因	不正防止計画	具体的行動
不正発生要因の把握が不十分	実効性のある不正防止計画の策定	不正を発生させる要因を把握し、実効性のある不正防止計画となるよう毎年度見直しを行う。

4. 研究費等の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	不正防止計画	具体的行動
発注制度の理解不足	発注制度の周知	研究者、事務担当者、取引業者に対して発注制度を周知する。
検収体制が不十分	すべての物品に対する検収の実施 役務の提供についての事実確認の実施	すべての購入物品、役務契約について、事務部門による納品確認、役務が実施された事実確認を行う。
予算管理が不十分	事務部門による経費執行状況の把握	事務部門が経費執行状況を把握し、10月乃至11月に残高通知を行い、年度末に経費執行が集中しないよう、執行率が悪い研究者に対して確認を行う。
財源特定が不十分	発注段階における財源特定の徹底	執行状況を的確に把握するため、コンプライアンス教育等で指導、注意喚起を行う。
取引業者との癒着	取引業者からの誓約書の徴取	一定の条件を付して取引業者から誓約書の提出を求め、取引業者に対し適正な取引の実行を図る。
予算の使い切り意識	繰越制度及び返還についての周知	説明会等で繰越制度について周知する。また、未使用額を返還したことによりその後の科研費の審査において不利益が生じることは一切ないことを周知徹底する。
出張の事実確認が不十分	旅行事実の確認を徹底する。	<ul style="list-style-type: none"> 用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる出張伺い書、出張報告書の提出を求め、記載内容の適切性を検証する。 航空券の半券、ホテルの領収証又は宿泊証明証、学会のプログラムの提出を求める。
第三者による勤務実態の確認が不十分	事務担当者による勤務管理	作業従事者の出勤簿を事務局に置き、事務担当者による勤務管理を行う。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	不正防止計画	具体的行動
相談窓口の認識不足	相談窓口の周知徹底	ホームページ、説明会及びコンプライアンス教育等で相談窓口について周知する。
通報窓口の認識不足	通報窓口の周知徹底	ホームページ、説明会及びコンプライアンス教育等で通報窓口について機関内外に周知する。また、告発手続きや通報者の保護についても周知徹底する。

6. モニタリングの充実

不正発生の要因	不正防止計画	具体的行動
モニタリングが不十分	不正使用発生要因に着目したモニタリングの実施	内部監査部門の体制を強化し、通常監査、特別監査及、リスクアプローチ監査及び備品の使用状況確認を行う。
不正使用防止体制の検証が不十分	不正使用の防止を推進する体制の検証	内部監査部門と不正防止推進委員会が連携し、不正使用の防止を推進する体制の検証を行う。